

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 3 7 号
2 0 1 5 年 2 月 2 3 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「パンタ関係作業確認者認定制度の実施」に関する申し入れ

会社は「パンタ関係作業確認者認定制度の実施について」（以下「認定制度」という）なる標題の掲示によって「パンタ関係作業の信頼性向上」を目的として、「作業責任者となる確認者の認定制度を整備する」ために平成27年2月1日以降、大阪修繕車両所、大阪仕業検査車両所、名古屋車両所において既に周知、教育が行っている。大阪修繕車両所でも教育が行われ2月15日以降、知悉度確認を行い13項目からなる質問に対して全問正解するまで行う予定をしているという。

現在、上記の各職場では、社員個々が日々緊張感を持ち安全な車両を提供するために必要な知識、技能をもって業務に携わっている。そうした中、突然の標題の掲示によるパンタ関係の作業に携わるために全社員対象の認定が何故必要なのかははっきりとしない。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. なぜ今「認定制度」を実施するのか目的を明らかにすること。
2. パンタグラフの作業責任者である確認者は今まで「認定制度」で認定されずに何ら問題なく業務を行ってきた。突然、何が問題となったのか明らかにすること。
3. 作業責任者の確認者に認定が必要な理由を明らかにすること。
4. 「パンタ関係作業確認者認定制度要領」の制度はいつどこで定められたのか。またそこには何が定められてあるのか全て明らかにすること。
5. 重要作業については今後も教育が計画されているが、「認定制度」の確認はこれらの教育・訓練と重複しないのか明らかにすること。
6. 「認定制度」の対象者は、仕業・申告班社員及びにパンタグラフ関係作業の確認者に指定される社員とあるが、大阪交番検査車両所の社員は対象なのか明らかにすること。
7. 知悉度確認では「パンタ関係13項目の中から出題する」とあるが、仕業・申告では行わない作業からも出題するつもりなのか明らかにすること。
8. 「認定制度」で確認者に認定されない社員（新入社員、転勤者など）は、現在の「作業員」などのパンタ関係のいっさいの作業にも従事させないのか明らかにすること。
9. 技能確認の対象作業において、3項目の作業を指定しているが、何故「重要作業ポイント集記載のパンタ関係作業13項目」全てを指定しないのか明らかにすること。
10. 認定を受けるまでの間、指定した項目を満たす場合は「みなし認定」として作業に従

事出来るとし、その有効期間が平成28年3月31日までとあるが、なぜ1年以上の長い期間としているのか明らかにすること。

11. 今後、パンタグラフの作業時の確認者は認定された社員が作業を行うが、認定されていない社員しかおらず、対応できない場合はどうするのか明らかにすること。
12. 検修作業全体の重要作業は85項目、その内の大阪仕業検査車両所では13項目あるが、今回の「認定制度」のような制度を85項目、または13項目の作業へも拡大し実施するのか明らかにすること。
13. 大阪修繕車両所の操縦担当者は「ヒューマンエラー」「運転事故」防止のために、運転業務に集中するための準備・体制が必要であり、直ちにパンタグラフ作業の認定が必要であるとは考えられない。よって操縦資格者に対しては「認定制度」対象者から外されたい。
14. 「認定制度」の対象者を仕業・申告班社員及びパンタグラフ関係作業の確認者に指定される社員とあるが、会社側の恣意的な考え（組合差別的に）によって認定することが無いようにすること。
15. 今後の「認定制度」のあり方に対する会社の考え方を明らかにすること。

以上